

宇城広環施第12号
令和5年4月26日

会葬者 各位

宇城広域連合長 守 田 憲 史
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症拡大防止のための火葬場への会葬者人数制限解除について（通知）

早春の候、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、平素から本広域連合の業務・運営に対しまして、ご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、火葬場施設内における感染防止対策は継続して行っているところですが、第101回新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和5年5月8日（月）から新型コロナウイルスの感染法上の位置づけについて、新型インフルエンザ等感染症から外し、5類感染症とする方針が確認されました。

また、厚生労働省が示す基本的感染対策の考え方についても、「三つの密」と「人と人との距離の確保」においては、政府として一律に求めることはしないとの方向性が固められました。

つきましては、令和5年5月8日（月）から火葬場への会葬者人数制限を解除しますので、お知らせいたします。

今後も、新型コロナウイルス感染拡大防止のための火葬場の対応について、ご理解、ご協力をお願いします。

なお、ご遺族様のご理解、ご協力も併せてお願いいたします。

お問い合わせ	
宇城広域連合 環境衛生課	
施設管理係	TEL 0964-32-4153
龍燈苑	TEL 0964-33-2632
寂静の里	TEL 0964-46-4063